

# 京都市中央卸売市場第一市場施設整備に向けた計画段階環境配慮手続業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

京都市中央卸売市場第一市場施設整備に向けた計画段階環境配慮手続業務

## 2 目的

京都市中央卸売市場第一市場においては、現施設の耐震性の不足や老朽化への対応や、梅小路公園をはじめとする京都市下京区西部エリアの活性化等に向けて、大規模な施設整備を検討しており、平成26年3月には、施設整備の基本方針や周辺地域との連携等の基本的な方向性を定めた「京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想」を策定した。

本業務は、京都市環境影響評価等に関する条例に基づき、当該施設整備計画の具体化（「京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本計画（仮称）」（以下「基本計画」という。）の策定）の前段階において、環境影響が少ない事業となるよう環境保全のための適正な環境配慮を検討する手続を行うことを目的とする。

なお、業務の実施に当たっては、別途実施するPFI等導入可能性調査や基本計画策定に向けた検討内容を十分に踏まえなければならない。

## 3 履行期間

契約の日から、平成27年3月31日（月）まで

ただし、京都市中央卸売市場第一市場施設整備に向けた計画段階環境影響配慮手続完了  
目途は、平成26年12月31日までとする。

## 4 適用指針等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の指針等に準拠して行うものとする。

- (1) 「環境アセスメント技術ガイド 計画段階環境配慮書の考え方と実務」（平成25年12月、計画段階配慮技術手法に関する検討会）
- (2) 京都市環境影響評価等に関する条例第6条第1項に規定する「技術指針」（平成25年3月29日、京都市）

## 5 委託業務内容

本市場の特性等を踏まえ、必要な調査・評価方法等を提案し、計画段階環境配慮手続を実施する。

## 6 業務進行及び管理

- (1) 業務の実施に当たっては、逐次、委託者と協議を行い、委託者の指示により、業務を進める。
- (2) 技術士（技術部門が建設部門（選択科目を建設環境とするものに限る。）又は環境部門（選択科目を環境影響評価とするものに限る。）に限る。）又は環境アセスメント士（生活環境部門に限る。）の資格を有するものを管理技術者として配置すること。
- (3) 協議資料、懇談会資料及び業務の遂行に当たり委託者が提出を求める資料については、その都度、委託者が求める部数の紙資料及び電子データで提出する。
- (4) 受託者は、本業務に係る調査及び提案等の成果について、委託者が別に定める日までに資料提出を行うこと。
- (5) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。  
なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- (6) 成果品に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

## 7 貸与物品等について

- (1) 委託者は、委託契約締結後、委託業務の遂行に当たり必要となる「京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想」や市場現況等、本市が所有するものについて、可能な限り提供又は貸与する。
- (2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を委託者に返還しなければならない。  
なお、委託者から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

## 8 業務委託料の上限

5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 9 成果品

- (1) 納入する成果品
  - ア 配慮書（案） 1 0 0 部及びCD-ROMによるデータ
  - イ 配慮書 1 0 0 部及びCD-ROMによるデータ
- (2) 留意事項
  - ア 配慮書等のサイズはA 4 版両面複写とし、図面サイズはA 3 版又はA 4 版とする。

イ 電子文書は、閲覧ファイル、図面CADデータ（オリジナルとSXF）を「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領（案）（平成18年6月）」に基づき、CD-ROM（640Mb以上）を提出する。

なお、保存ケースとCD-ROM本体には、委託業務名、受注者名、履行期間及び索引を記載する。

ウ その他、関係官庁との事前協議及び申請手続き等の資料作成等に協力する。

エ 京都市環境影響評価等に関する条例第59条に規定する京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）で用いる説明資料の作成（30+ $\alpha$ 部）及び審査会への出席を行うこと。

## 10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者が定めるものとする。